

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第1号

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例（昭和41年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第292条において準用する法第243条の2の9第3項又は第8項後段の規定により、管理者から監査又は意見を求められたときは、当該監査又は意見を求められた日から60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第292条において準用する法第243条の2の8第3項又は第8項後段の規定により、管理者から監査又は意見を求められたときは、当該監査又は意見を求められた日から60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。